

国立大学法人京都大学教職員退職手当規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されないで法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人法第2条第1項に規定される国立大学法人</p> <p>(2) 国立大学法人法第2条第3項に規定される大学共同利用機関法人</p> <p>(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構法第2条に規定される独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>(4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第2条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構</p> <p>(5) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第2条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター</p> <p>(6) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第3条に規定される独立行政法人宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、次の各号に掲げる国立大学法人等(以下「法人等」という。)に使用される者が引き続いて教職員となったときにおける当該法人等に使用される者としての引き続いた在職期間、及び教職員が第2条第7号の規定により退職手当を支給されないで法人等に使用される者となり、引き続いて法人等に使用される者として在職した後引き続いて教職員となったときにおける、先の教職員としての引き続いた在職期間の始期から法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。この場合において、その者の法人等に使用される者としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準用する。ただし、退職により、この規程による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した法人等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端月数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の教職員として引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1) 国立大学法人法第2条第1項に規定される国立大学法人</p> <p>(2) 国立大学法人法第2条第3項に規定される大学共同利用機関法人</p> <p>(3) 独立行政法人国立高等専門学校機構法第2条に規定される独立行政法人国立高等専門学校機構</p> <p>(4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構法第2条に規定される独立行政法人大学評価・学位授与機構</p> <p>(5) 独立行政法人国立大学財務・経営センター法第2条に規定される独立行政法人国立大学財務・経営センター</p> <p>(6) 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第3条に規定される独立行政法人宇宙航空研究開発機構(ただし、同機構就業規則に規定される教育職職員に限る。)</p> <p><u>(7) 独立行政法人大学入試センター法第2条に規定される独立行政法人大学入試センター</u></p> <p>6・7 (同 左)</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>